

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	平成 28 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	平成 27 年度埴町繰越明許費繰越計算書について		
要 旨	<p>【報告内容】 平成 28 年 6 月定例議会に、平成 27 年埴町繰越明許費繰越計算書について報告いたしましたが、その後、誤りがあることが発覚したため、今定例会において正しい計算書を報告する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3 民生費 1 社会福祉費 低所得の高齢者向け給付金給付事業 既収入特定財源 36,000 千円を 38,372 千円に改める。 (未収入特定財源 は 0 円) ○ 6 農林水産業費 2 林業費 ふくしま森林再生事業 翌年度繰越金 219,500 千円を 216,152 千円に改める。 <p>【施行期日】 議決後直ちに執行するものとする。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	56																	
提出時期	平成 28年 9月 (定例会・臨時会)																			
案件名	埴町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例																			
要 旨	<p>【制定理由】 福島県が地域再生計画「福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」を策定し平成28年3月に内閣府より認定を受けたことにより、埴町において該当となる固定資産税に対して不均一課税を行うための条例の制定が必要となったため。</p> <p>【具体的な内容】 認定となった固定資産税に対して、課税されることとなった年度から3箇年度を埴町税条例第62条に規定にかかわらず、不均一課税を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業</th> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 60%;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業(移転型)</td> <td style="text-align: center;">初年度</td> <td>町税条例第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2年度</td> <td>町税条例第62条に規定する税率に4分の1を乗じて得た率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3年度</td> <td>町税条例第62条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業(拡充型)</td> <td style="text-align: center;">初年度</td> <td>町税条例第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2年度</td> <td>町税条例第62条に規定する税率に3分の1を乗じて得た率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3年度</td> <td>町税条例第62条に規定する税率に3分の2を乗じて得た率</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 交付の日から施行し、平成28年4月1日より適用する。</p>			事業	年度	税率	地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業(移転型)	初年度	町税条例第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た率	第2年度	町税条例第62条に規定する税率に4分の1を乗じて得た率	第3年度	町税条例第62条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率	地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業(拡充型)	初年度	町税条例第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た率	第2年度	町税条例第62条に規定する税率に3分の1を乗じて得た率	第3年度	町税条例第62条に規定する税率に3分の2を乗じて得た率
	事業	年度	税率																	
地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業(移転型)	初年度	町税条例第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た率																		
	第2年度	町税条例第62条に規定する税率に4分の1を乗じて得た率																		
	第3年度	町税条例第62条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率																		
地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業(拡充型)	初年度	町税条例第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た率																		
	第2年度	町税条例第62条に規定する税率に3分の1を乗じて得た率																		
	第3年度	町税条例第62条に規定する税率に3分の2を乗じて得た率																		
担当課	町民課																			

捕捉説明

- 1 地域再生計画「福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」について
(趣旨) 安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、平成 28 年 3 月 15 日付けで内閣府の認定を受けた地域再生計画。本社機能の移転や拡充を行う事業者は「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を県に申請し、認定を受けることにより、課税の特例等の支援措置を受けることができる。
(期間) 計画期間：平成 28 年 3 月 15 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
(要件) ・福島県の地域再生計画に適合すること。
・本社機能において従業員が 10 人（中小企業者は 5 人）以上増加すること。移転型事業については、過半数が東京からの移転であること。
・円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
・事業期間が福島県の計画期間内（平成 32 年 3 月 31 日）までであること。
- 2 特定業務施設とは
特定業務施設とは、「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所を指す。工場や店舗などは該当しない。
- 3 不均一課税の内容について
(適用) 地域再生計画に適合し、平成 30 年 3 月 31 日までに福島県の認定を受けていることを前提とし、①地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業（東京 23 区から本社機能に移転する場合）又は、②地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業（東京 23 区以外からの本社機能の移転や地方に本社がある事業者が本社機能を拡充する場合）を行う事業者もしくは事業所からの申請により、課税されることとなった年度より 3 箇年度適用する。
(税率) 埴町税条例第 62 条の規定する固定資産税の税率 100 分の 14（1.4%）にかかわらず不均一課税を行う。
①移転型 初年度 $100 \text{ 分の } 14 \times 10 \text{ 分の } 1 = 0.14\%$
第 2 年度 $100 \text{ 分の } 14 \times 4 \text{ 分の } 1 = 0.35\%$
第 3 年度 $100 \text{ 分の } 14 \times 2 \text{ 分の } 1 = 0.70\%$
②拡充型 初年度 $100 \text{ 分の } 14 \times 10 \text{ 分の } 1 = 0.14\%$
第 2 年度 $100 \text{ 分の } 14 \times 3 \text{ 分の } 1 = 0.467\%$
第 3 年度 $100 \text{ 分の } 14 \times 3 \text{ 分の } 2 = 0.933\%$
※平成 28 年 8 月時点での税率に基づく算出

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	57
提出時期	平成28年9月 (定例会・臨時会)		
案件名	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 農業委員会等に関する法律の改正において、農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、必要な改正を平成28年埴町条例第35号にて規定改正をしたが、第1条中の規定に農地利用最適化推進委員を追加し改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】 第1条第2号の次に次の1号を加える。 (2)の2 農地利用最適化推進委員</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	58
提出時期	平成28年9月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町税条例等の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が公布されたことに伴う改正。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人住民税、法人住民税の修正申告等の提出に伴う延滞金等の計算期間の変更による所要の規定の整備。 ② 法人住民税法人税割の税率の引き下げ。 ③ 自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税環境性能割の創設及び創設に伴う各種規定の整備。 ④ 環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる各種規定の整備。 ⑤ 軽自動車税（種別割）の納期の変更。 ⑥ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用期限の1年延長及び軽自動車税を種別割に名称変更することによる規定の整備。 <p>【施行期日】 平成29年1月1日 ただし、法人住民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税に係る改正については平成29年4月1日から施行する。</p> <p>※軽自動車税（種別割）の納期の変更については、法律の改正に基づかない町単独の改正です。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	59																
提出時期	平成 28 年 9 月 (定例会)・臨時会)																		
案件名	工事請負契約の締結について																		
要 旨	<p>【議案理由】 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるもの</p> <p>【具体的な内容】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">契約の目的</td> <td colspan="3">飯土井橋（上部工製作）整備工事 町道板庭田の作湯船線 埴町大字板庭字飯土井地内</td> </tr> <tr> <td>契約の方法</td> <td colspan="3">指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>契約の金額</td> <td colspan="3">金 4 3, 2 0 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td colspan="3">矢田工業株式会社 代表取締役 成田正樹</td> </tr> </table>			契約の目的	飯土井橋（上部工製作）整備工事 町道板庭田の作湯船線 埴町大字板庭字飯土井地内			契約の方法	指名競争入札			契約の金額	金 4 3, 2 0 0, 0 0 0 円			契約の相手方	矢田工業株式会社 代表取締役 成田正樹		
契約の目的	飯土井橋（上部工製作）整備工事 町道板庭田の作湯船線 埴町大字板庭字飯土井地内																		
契約の方法	指名競争入札																		
契約の金額	金 4 3, 2 0 0, 0 0 0 円																		
契約の相手方	矢田工業株式会社 代表取締役 成田正樹																		
担当課	まち整備課																		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	60
提出時期	平成28年9月(定例会・臨時会)		
案件名	権利の放棄について		
要 旨	<p>【改正理由】 平成21年度及び平成22年度分の温泉使用料について、徴収権を放棄するもの。</p> <p>【具体的な内容】 平成21年度 67,200円 平成22年度 201,600円</p>		
担当課	まち振興課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	
提出時期	平成28年9月 (定例会・臨時会)		
案件名	健全化判断比率について		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率を報告するもの。</p> <p>なお、健全化判断比率の各数値はいずれも、早期健全化基準を下回っている。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	
提出時期	平成28年9月（定例会・臨時会）		
案件名	資金不足比率について		
要 旨	【具体的な内容】 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく資金不足比率を報告するもの。 なお、今回報告を行ういずれの会計においても、資金不足は発生していない。		
担当課	総務課		